

法人県民税・事業税、特別法人事業税

確定申告のお知らせ

山口県

県税につきましては、平素から格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。さて、貴社の今期の法人県民税・事業税、特別法人事業税の確定申告期限が近づいてきました。同封した申告書に所定の事項を御記入のうえ、期限までに申告納付されるようお知らせします。なお、申告期限は事業年度終了の日から2月以内です。

- ▼ 期限までに申告納付されないときは、不申告加算金や延滞金がかかります。
- ▼ 赤字決算の場合でも申告が必要です。
- ▼ 申告に必要な各種様式は、山口県のウェブサイトからダウンロードできますので、ご利用ください。

■法人県民税の税率

〈均等割〉

(年額)

法人の区分		均等割額	やまぐち森林づくり県民税	納付額(注)
・資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円以下であるもの ・公共法人及び公益法人等 ・一般社団法人及び一般財団法人 ・人格のない社団等 ・保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの		20,000円	1,000円	21,000円
資本金等の額を有する法人	資本金等の額 1千万円超～1億円以下	50,000円	2,500円	52,500円
	資本金等の額 1億円超～10億円以下	130,000円	6,500円	136,500円
	資本金等の額 10億円超～50億円以下	540,000円	27,000円	567,000円
	資本金等の額 50億円超	800,000円	40,000円	840,000円

(注) 事業年度が1年に満たない場合は、法人税額の課税標準の算定期間等の月数を乗じて得た額を12で除して算定します。なお、月数は暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てます。(100円未満の端数切捨て)

※ 表中の用語については以下のとおりです。

- ・ 資本金等の額 … 法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額（保険業法に規定する相互会社の場合は純資産の額）

〔※「資本金等の額（無償増資、無償減資等による欠損填補を行った場合は調整後の金額）（地方税法第23条第1項第4号の2）」と「資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額」とを比較して大きい方の金額が均等割の税率区分の基準となります。〕

- ・ 公共法人 … 法人税法第2条第5号に規定する公共法人
- ・ 公益法人等 … 地方税法第24条第5項に規定する公益法人等
(公共法人及び公益法人のうち、地方税法で非課税となるものは除きます。また、独立行政法人で収益事業を行うものは、資本金等の額に応じて均等割が課されます。)
- ・ 人格のない社団等 … 法人でない社団又は財団で代表者の定めがあり、かつ収益事業を行うもの

※ 本県では、荒廃が深刻化する森林を健全な姿で次の世代へ引き継ぐため、森林の整備を目的とした「やまぐち森林づくり県民税」を導入し、平成17年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始する事業年度分について、県民税均等割額に一定額を加算して納めていただいています。

〈法人税割〉

区 分	税 率
	R1年10月1日以後に開始する事業年度
次の①から③のいずれかに該当する場合 ① 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 ② 保険業法に規定する相互会社 ③ 資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人（資本若しくは出資金を有しないもの及び人格のない社団等を含み、保険業法に規定する相互会社を除く。）で、法人税割の課税標準となる法人税額（分割法人は分割前の額）が年1,000万円（注）を超える法人	1.8%
上記以外の場合	1.0%

(注) 事業年度が1年に満たない場合は、「年1,000万円」とあるのは、「1,000万円に当該法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を12で除した金額」となります。なお、月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。

※ 本県では、社会福祉及び教育・文化・スポーツ施策の充実を図るため、令和8年1月31日までの間に終了する各事業年度分について、法人税割の超過課税（税率を0.8%加算）を実施しています。

■法人事業税の税率

法人の種類	課税標準		税率	
			R2年4月1日から R4年3月31日まで に開始する事業年度	R4年4月1日以後 に開始する事業年度
外形標準課税法人 (資本金の額又は 出資金の額が 1億円を超える 普通法人)	所得割	年400万円以下の所得	0.4%	1.0% ※軽減税率の廃止
		年400万円～800万円の所得	0.7%	
		年800万円を超える所得	1.0%	
		軽減税率不適用法人 ※	1.0%	
	付加価値割		1.2%	
資本割		0.5%		
普通法人 (外形標準課税法人を除く) 公益法人等 人格のない社団等	所得割	年400万円以下の所得	3.5%	
		年400万円～800万円の所得	5.3%	
		年800万円を超える所得	7.0%	
		軽減税率不適用法人 ※	7.0%	
特別法人 (協同組合、信用金庫、 医療法人など)	所得割	年400万円以下の所得	3.5%	
		年400万円を超える所得	4.9%	
		軽減税率不適用法人 ※	4.9%	
電気供給業（小売電気、発電 事業を除く）・導管ガス供給 業・保険業を行う法人	収入割		1.0%	
電気供給業（小売電気、発電 事業）を行う法人	資本金1億円超 の法人	付加価値割	0.37%	
		資本割	0.15%	
	資本金1億円以下 の法人	収入割	0.75%	
		所得割	1.85%	
特定（収入割）	収入割	0.75%		
特定（付加価値割、資本割）	付加価値割、資本割、収入割			R4年4月1日以後に開始する事業年度から 課税方式が改正されました。詳細は税務 課ウェブサイトをご参照ください。

※ 軽減税率不適用法人とは、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人をいいます。

■特別法人事業税の税率、税額の計算方法

法人の種類	課税標準	R2年4月1日以後 に開始する事業年度
外形標準課税法人	所得割の税額	260.0%
普通法人		37.0%
特別法人		34.5%
電気供給業（小売電気、発電事業を除く） ・導管ガス供給業・保険業を行う法人	収入割の税額	30.0%
電気供給業（小売電気、発電事業）を行う法人		40.0%
特定（収入割）		62.5% ※R4年4月1日から適用開始

※税額の計算方法：課税標準×税率＝税額（税額は百円未満切り捨て）

▼ 二以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人について

法人税割額及び事業税額について、法人税割額は法人税額を、事業税額は事業に係る課税標準の総額を、分割基準により関係都道府県ごとに分割し、その分割した額を課税標準として算定します。分割基準は、業種により異なりますので、最寄りの県税事務所へお尋ねください。

▼ 申告納付期限の延長について

次の場合には、それぞれの申請書等を提出することにより、申告納付期限の延長を受けることができます。（法人税において延長の処分があった場合にも、別途申請等が必要です。）

- ・定款等の定め又は特別な事情により事業年度終了から2月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にある場合・・・「申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認申請書」
- ・災害その他やむを得ない理由により決算が確定しない場合・・・「災害等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請書」

▼ 事業税の課税免除等について

過疎地域、半島地域、離島地域又は地方活力向上地域内において一定の事業の用に供する設備を取得等した場合で一定の条件に該当すれば、総務省令で定めるところにより計算した額の事業税の課税免除又は不均一課税の規定の適用があります。